

松本市農林業振興計画

平成30年(2018年)9月改訂

松 本 市

松本市農林業振興計画の策定に当たって

本市は、松本市総合計画（第10次基本計画）に「美しく生きる。健康寿命延伸都市・松本」の総仕上げを目指して、6つの基本目標（「人、生活、地域、環境、経済、教育・文化の健康」）を掲げ、「生きがいの仕組みづくり」を進めております。農林業は、「生涯現役」が可能であり、この実現のために農林業の振興は大きな役割を果たすものと考えております。

本市の多様な担い手の営みによって保全されてきた農地や里山からは、市民の食を支える農林産物、市民に安らぎをもたらす美しい風景など、かけがえのない「めぐみ」がもたらされています。わたくしたちは、「食」を生み出し、「いのち」を支えるこの「めぐみ」を将来にわたって市民が享受できるよう、美しい農山村を継承していかなければなりません。

このたび、平成28年度（2016年度）に策定した第10次基本計画の推進と平成29年度（2017年度）に制定した松本市農林業振興条例の基本理念や基本方針に基づき、平成25年度（2013年度）に策定した計画の一部を変更し、農林業の持続的発展を目指して農林業振興施策を計画的に実施してまいります。

平成30年（2018年）9月

松本市長 菅谷 昭

目 次

第1章	計画策定に当たって	
1	計画策定の趣旨	1
2	松本市総合計画の基本施策における農林業の取り組み	1
3	松本市農林業振興条例における基本理念・基本方針	3
4	松本市農林業振興計画の位置付け	4
5	計画の期間	5
6	松本市農林業振興計画の進行管理	5
第2章	松本市農林業の現況	
1	松本市農林業の現況と課題	6
2	農林業振興に関するアンケート集計結果	15
第3章	松本市農林業振興の施策	
1	基本施策を推進する個別施策	22
第4章	施策の展開	
1	農業の生産振興及び高付加価値化	24
2	担い手及び組織・人材の育成	32
3	農業生産基盤の整備	42
4	農地の保全及び集積・集約	52
5	地産地消、消費拡大及び食育の推進	62
6	農山村資源の活用	72
7	鳥獣の生息管理	78
8	林業の振興及び森林整備	82
参考資料		
1	用語解説	94
2	策定の経過	102

(本文中の 印は、用語解説があります。)

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

松本市農林業振興計画は、平成23年（2011年）3月に策定した松本市総合計画（松本市基本構想2020・第9次基本計画）の健康寿命延伸都市・松本の実現に向けたまちづくりの6つの基本目標に基づき、食を支え、生活環境を保全している農林業を今後も基幹産業として守り育てるための振興施策を積極的に展開するため、平成25年（2013年）5月に策定しました。

その後、平成28年（2016年）8月に松本市総合計画（第10次基本計画）を策定し、更に平成29年（2017年）4月に農林業振興計画の位置付けを明確にする「松本市農林業振興条例」を制定したことから、指標・目標値の中間検証を行うとともに、市民アンケートを行い、目標年度とする平成32年度（2020年度）までの新たな施策の展開及び指標を定めるものです。

2 松本市総合計画の基本施策における農林業の取組み

第10次基本計画

まちづくりの基本目標	
政策の方向（まちの姿）	
基本施策（個別目標）	
目標実現に向けた主な取組み	
指標・目標値（H32）	
3	安全・安心で支えあいの心がつなぐまち「地域の健康」
3 3	住みやすさを感じるまち 暮らしに必要な社会基盤を地域特性に考慮しながら整備し、住民の利便性を高め、快適に暮らすことができるまちをつくります。
3 3 1	調和した土地利用の推進
	農業振興地域整備計画の推進
	農林部関連指標なし
3 3 6	下水道の適正な維持管理
	農業集落排水事業
	農林部関連指標なし
4	人にやさしい環境を保全し自然と共生するまち「環境の健康」
4 1	環境負荷軽減に取り組むまち 住民や事業者がそれぞれの立場から環境にやさしい活動に取り組み、自らの活動と地球温暖化などの環境への影響を考慮することができるまちをつくります。
4 1 1	低炭素社会の推進
	再生可能エネルギー（小水力・地熱・温泉熱・地中熱・バイオマス等）活用の検討
	農林部関連指標なし

<p>4 2 自然を守り、育むまち</p> <p>豊かな自然環境を守り、身近な自然を育み、まちの至るところで自然とふれあい、親しむことができ、多様な環境に育まれた生きものあふれるまちをつくりま</p>	<p>4 2 1 森林環境整備の推進</p> <p>森林造成事業（間伐 等の森林整備に対する補助）、森林整備地域活動支援事業（森林所有者の集約、経営計画作成に対する補助）、芥子坊主山市民の森整備事業、松くい虫対策事業（伐倒駆除、薬剤防除、更新伐）、バイオマス推進事業、地元産木材の積極的活用の推進、森林（もり）の里親促進事業、林道・作業道整備事業</p> <p>成果目標：間伐 実施面積 280 ha 管理指標：補助事業による私有林間伐 面積（年間） 130 ha ：里山再生事業による更新伐面積（年間） 35 ha ：森林作業道の開設延長（年間） 10 km</p> <p>4 2 3 生物多様性保全の推進</p> <p>環境保全型農業の推進</p> <p>農林部関連指標なし</p>
<p>5 魅力と活力にあふれにぎわいを生むまち「経済の健康」</p>	<p>5 1 地域資源と人材を生かすまち</p> <p>まちなみなどの魅力ある地域資源を活用した販わいの創出と、地域に根ざした人材の育成を進め、能力を生かすことができるまちをつくりま</p> <p>5 1 3 山岳観光の推進</p> <p>エコツーリズムの推進</p> <p>農林部関連指標なし</p> <p>5 2 産業の活力を生み、伸ばすまち</p> <p>産業の生産基盤の整備や販路拡大などによる生産の安定、消費の拡大を進め、事業者が活力を持ち続けることができるまちをつくりま</p> <p>5 2 1 農林業の振興と美しい農山村の継承</p> <p>土地改良事業、林道・作業道整備事業、公設卸売市場整備事業、認定農業者 支援事業、新規就農者等支援事業、人・農地プラン 推進事業、農地中間管理事業、機構集積協力金事業、土地利用型経営規模拡大奨励金事業、鳥獣被害防止総合対策（防護柵、駆除）、果樹共済加入促進対策事業、環境保全型農業直接支援対策 事業、りんご産地再生モデル事業、四賀有機センター事業、多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払事業、遊休荒廃農地 対策事業、経営所得安定対策直接支払推進事業、農畜産業生産関連施設整備事業、地域営農リーダー育成塾（松本新興塾）、新規就農者育成対策事業、カラマツ材販路拡大事業</p> <p>成果指標：認定農業者 数 530 経営体 管理指標：担い手への農地集積率 55.3% ：新規就農者数（新規就農者育成対策事業） 41人(累計) ：多面的機能支払交付金取組面積 4,072 ha</p>

5	3	松本ブランドを発信するまち 特産品化や新産業の創出などによりブランド力を高め、魅力ある松本ブランドを発信し、訪れる人が好感を持ち続けることができるまちをつくります。
5	3	1 農産物高付加価値化の推進 地域産食材・特産品ブランド化推進事業、農畜産物消費宣伝事業、家族団らん手づくり料理を楽しむ日推進事業、6次産業化支援事業、地産地消・食育推進事業、地産地消推進の店登録制度、野菜の機能性による販売促進事業、地産地消アンテナショップ活用事業 成果指標：農産物販売金額が年500万円以上の農業経営体数 612（現状値維持） 管理指標：野菜の機能性等新たなブランド販売を行う店舗数 10店 ：大消費地における直販店舗数 25店 ：地域農産物による新たな商品開発件数 20件 ：地産地消推進の店登録件数 140件 ：農畜産物消費宣伝活動数（県外） 15回
6		ともに学びあい人と文化を育むまち「教育・文化の健康」
6	1	子どもの可能性が広がるまち 子どもを取り巻く教育環境の充実を図り、地域とのつながりを大切にしながら、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるまちをつくります。
6	1	3 子どもを豊かに育む食育の推進 地産地消の推進 管理指標：「家族団らん手づくり料理を楽しむ日」事業で配られた農産物を自宅で家族と一緒に食べた児童の割合 90%

3 松本市農林業振興条例における基本理念・基本方針

基本理念

- ア 農林業は、本市の基幹産業として、農地、森林その他の農林業資源及び農林業の担い手が確保され、安全かつ安心な農林産物が供給されるよう、その持続的発展が図られなければならない。
- イ 農地や森林は、多面的機能が発揮され、安定的に農林産物が供給されるよう、その長期的な保全及び自然環境と調和した利活用が図られなければならない。
- ウ 農山村は、農林業者を含めた市民の生活の場であり、生産環境や生活環境の向上により、農林業の持続的な発展を目指した営みの基盤たる役割を果たせるよう、その維持・保全が図られなければならない。

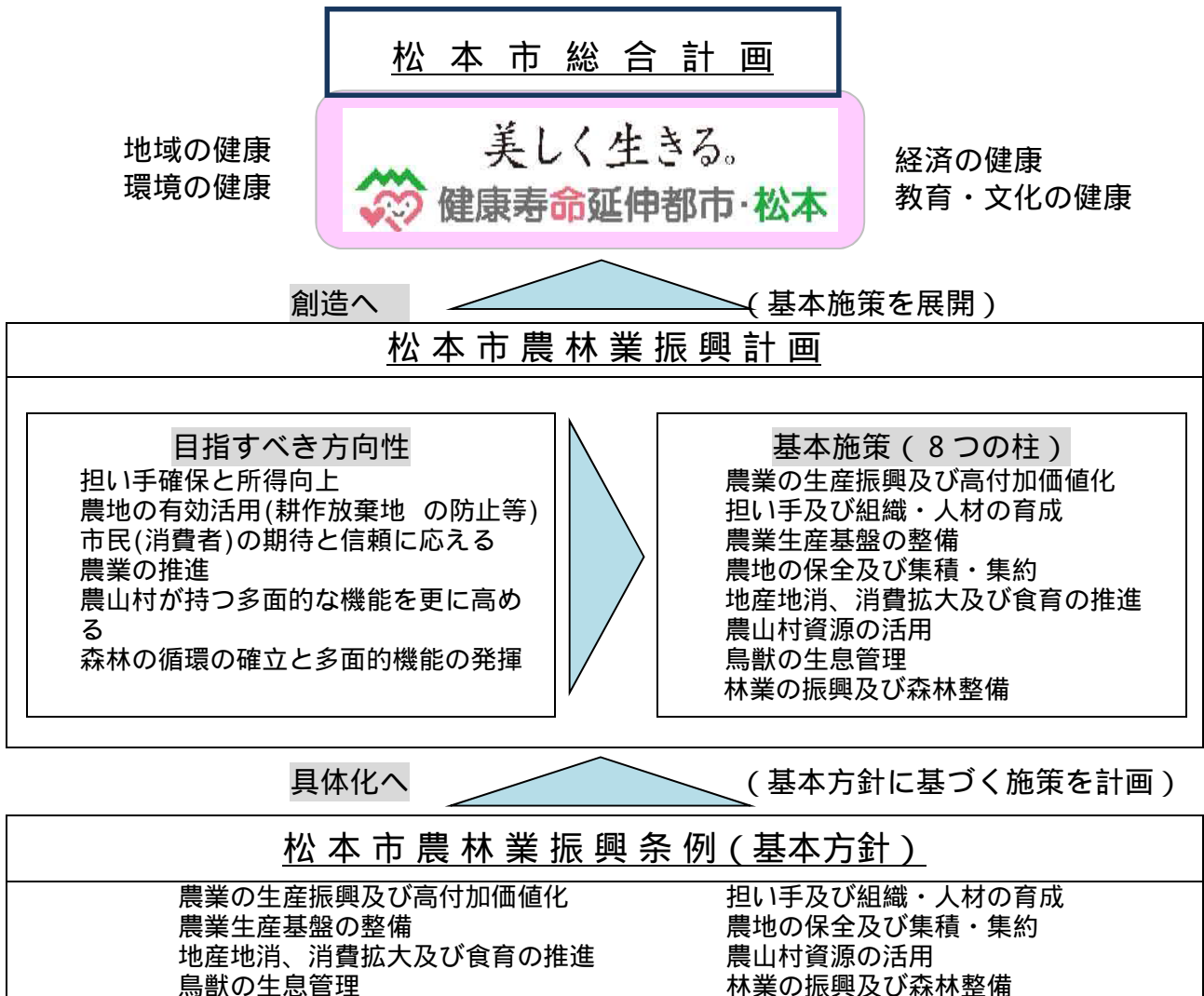
基本方針

- ア 農業の生産振興及び高付加価値化を図ること。

- イ 担い手及び組織・人材の育成を図ること。
- ウ 農業生産基盤の整備を図ること。
- エ 農地の保全及び集積・集約を図ること。
- オ 地産地消、消費拡大及び食育の推進を図ること。
- カ 農山村資源の活用を図ること。
- キ 鳥獣の生息管理を図ること。
- ク 林業の振興及び森林整備を図ること。

4 松本市農林業振興計画の位置付け

松本市農林業振興計画は、松本市農林業振興条例に基づき本市の基幹産業である農林業の持続的発展に資する施策を定め、松本市総合計画の基本目標のうち、「地域の健康」、「環境の健康」、「経済の健康」、「教育・文化の健康」を推進する役割を担い、「健康寿命延伸都市・松本」の創造を進めます。



5 計画の期間

松本市総合計画との整合を図るため、計画の期間を平成32年度（2020年度）までとします。

6 松本市農林業振興計画の進行管理

松本市農林業振興計画は、松本市農林業振興条例の8つの基本方針を柱に個別施策を定め、施策ごとの指標を設定して進捗状況を確認します。

また、松本市総合計画における指標のほか、関連部局が策定する計画（松本市環境基本計画、松本市教育振興基本計画など）にも農林業の個別事業の指標が掲載されているため、あわせて進行管理を行います。

これらの実施状況については、毎年度その概要を農政概要として公表します。

P D C A サイクル による進行管理

松本市農林業振興計画は、個別の施策を着実に推進するため、P D C A サイクル の考え方に基づき、指標数値の把握、成果及び課題の検証を行います。

